

議員提出議案第十号

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和四年三月十四日

提出者 文京区議会議員

- | | | | | | | |
|---------|----|-------|--------|--------|-------|------|
| のぐちけんたろ | 野口 | 吉村美 | 松平雄一郎 | 宮本伸 | 宮崎こう | 宮野ゆみ |
| 沢田けい | 沢田 | 小林れい子 | 金子てるよし | 浅川のぼ | 佐藤ごうい | 山田ひろ |
| 市村やすと | 市村 | 田中香 | 西村 | 上田ゆき | 浅田保 | 海津敦 |
| たかはまなおき | 高橋 | 萬立幹 | 関川けさ | 田中としかね | 海老澤敬 | 名取顕 |
| 白石英 | 白石 | 岡崎義 | 松丸昌 | 高山泰 | 山本一 | 品田ひで |
| 田中和 | 田中 | 松下純 | 国府田久美 | 板倉美千代 | | |

文京区議会議長 田中 としかね 様



ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。ウクライナ全土での侵略行為を継続し、幼い子どもを含む一般市民に多数の死傷者を出している。ウクライナの主権と領土の一体性を侵害する暴挙であり、国際秩序の根幹を揺るがす国際法及び国連憲章の重大な違反である。

また、唯一の被爆国である日本として看過できないのは、ロシアのプーチン大統領が核兵器の先制使用を示唆する発言をしていることである。他国への最悪の威嚇行為に他ならない。

文京区は、昭和54年12月7日に平和宣言を、昭和58年7月13日に非核平和都市宣言を行っており、国際社会の平和への尊い願いや様々な取組を踏みにじるロシアの一連の行為は、文京区議会として断じて容認できない。

よって、文京区議会は、

- 1 日本国憲法が掲げる平和主義のもと、ロシアによるウクライナ侵攻に対し、嚴重な抗議の意を表するとともに、ロシア軍に対し、即時に完全かつ無条件の撤退を強く求める。
- 2 日本政府においては、ウクライナ在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナの平和を取り戻すため、国際社会と連携し、厳格かつ毅然と対応することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月14日

文京区議会